

議案第七号

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十一年二月十三日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第二十三号）
の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「及び児童福祉法（昭和二十一年法律第百六十四号）第六条の三」を
「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第八項に規定する小規模住
居型児童養育事業に従事している者及び同法第六条の三第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、養育者の範囲を改める等の必要がある。

杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
 新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(用語の定義) 第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であつて、父母、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二第八項に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法第六条の三第一項に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>一 三 略</p> <p>4 略</p>	<p>(用語の定義) 第二条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する(その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。)者であつて、父母及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三</p> <p>に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>一 三 略</p> <p>4 略</p>